



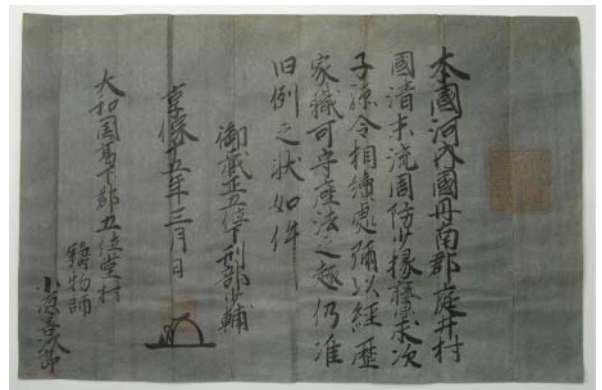
秋季企画展「大坂山口神社、鹿島神社の祭礼」

ごいどういもじ

五位堂鑄物師関係資料

大和五位堂鑄物師の展開

五位堂鑄物師は下田鑄物師の後をうける形で、16世紀末から17世紀に台頭してきた。初期を飾る話として、慶長19(1614)年、「国家安康」で著名な京都方広寺大仏殿の梵鐘鑄造がある。鐘銘には、京三条釜座の名護屋(名越)越前小掾三昌らが冶工となっているが、その脇棟梁として各地の鑄物師11人が協力している。その中に五位堂の津田五郎兵衛が加わっている。それは、同年4月、功績のあった他の鑄物師4人とともに「口宣案」が出され、「藤原求次周防少掾」を賜っていることからわかる。



小原家文書 享保15年3月

五位堂で操業した鑄物師は、『諸国鑄物師文化以前名前写』によると、「葛下郡五位堂村 周防少掾居都宇陀大工 杉田六兵衛 大和^{だいさかん}大目高市大工 津田五郎兵衛 石見掾吉野大工 小原善次郎」の3名がみえる。3家には、全国の鑄物師を統括した公家の真継家が発給した「鑄物師職許状」や「口宣案」、「蔵人所牒」等、鑄物師職を保障する文書が残されている。



鑄職根元日記(津田家文書)

この3家の出地については、享保14~15(1729~30)年発給の真継家許状によると、河内国丹南郡庭井村国清子孫または末流とある。また、津田家の『鑄物根元井日記』には、河内国丹南郡狭山郷日置庄とある。いずれにしても、その起源を丹南鑄物師に求めている。また、五位堂で本格的に操業が始まったのは、文書や作品等から方広寺鑄鐘前後頃と推定される。

五位堂鑄物師は、他の真継家配下の鑄物師と同じく、鍋釜や農具を生産するかたわら、各地に出職して梵鐘を鑄造していた。梵鐘は県内に88口所在した(2005.3.31現在)が、そのうち、梵鐘37口、半鐘36口が現存する。小原家は6口、杉田家は31口、津田家は29口、共同製作等が7口である。しかし、主な製品は日用品の鍋釜や農具類である。とくに、五位堂鍋、五位堂ピッチュウ(備中)は五位堂ブランドとして定着していたようである。近代では、三本鍬・平鍬の製造が多く、昭和25(1950)年頃までが、ピークで、年間3,000個以上製造していた。



五位堂鍋

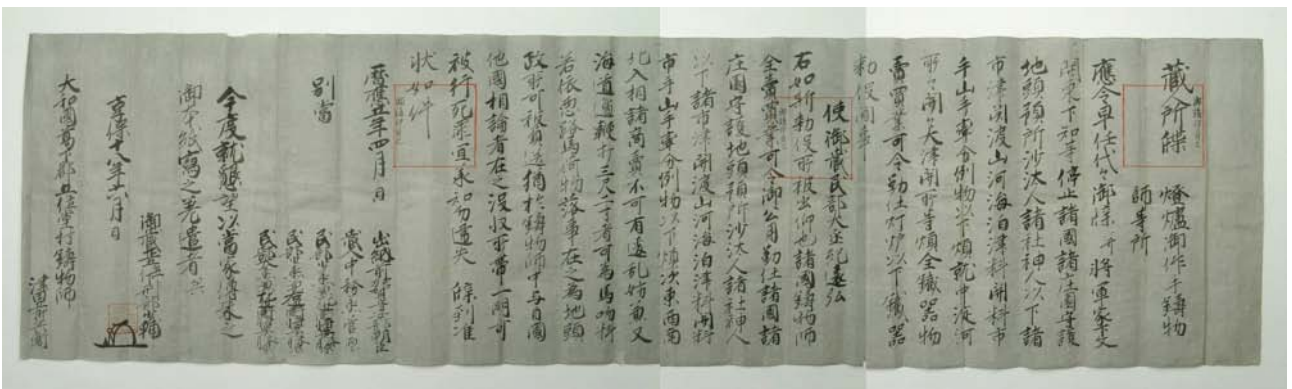
備中鍬

真継家による鑄物師支配

鑄物師とは、「ある一定の型(鑄型)に金属を溶かして注ぎ込み、さまざまな形のものを作る」鑄造を専門におこなう職人である。鑄物師の製品(作品)として、日常の鍋釜、農具から梵鐘、燈籠、仏像などが挙げられる。古代、鑄物師は国家による支配を受け、中世には荘園領主の支配に、そして12世紀には下級公家の紀氏(のち真継家となる)によって支配を受けていた。

真継家は朝廷の機構や行事の運営実務を担当した地下官人である。近世では外記方・官方・蔵人方に分かれ、真継家は、蔵人方出納の平田氏の統括下にあった。朝廷内の各種儀礼に携わる一方、朝廷の権威を背景に全国の鑄物師を支配することを家職としていた。

真継家の鑄物師に対する統制は、「口宣案」や「蔵人所牒」などを発給し、鑄物師にある程度の権威づけをし、新規参入の鑄物師を防ぐ代わりに、鑄物師の継目(代替わり)の際の許可料、年頭八朔の嘉儀、土産・見舞金などが収入として入るようになっていた。



蔵人所牒写 享保18年6月(津田家文書)



継目許状 天明4年3月(小原家文書)



口宣案写 寛文4年11月(津田家文書)

継目(相続)にあたっては、自国の仲間の連印をもとめさせ、これをもって上京、真継家から継目許状を受けた。これに対する御礼金として継目嘉儀金を献上、承認されれば正式に真継家の鑄物師名簿に記載される。相続は親子の間だけでなく、養子や弟子への場合も継目とみなされ、許状が必要であった。許状は概ね次のような内容である。

「鑄物師職之事 旧従分明之条 愈尊朝恩可從座法旧規之状如件」

とある。その他に「口宣案」や「蔵人所牒」がある。前者は、天皇を補佐し、訴訟などを司る蔵人頭が上卿に口上で伝達した勅命を念のため書付として上卿に渡した控え書をいう。口宣案を渡すのは平安末期からで、漉き返し紙(宿紙)を用いるのが原則。叙位・除目では、これがそのまま位記・任符の役割をはたす。官位の辞令は「宣旨」の形式を取り、職事(蔵人頭)が署名する。後者は蔵人所が鑄物師に諸役(税)の免除や通行の自由、鑄物に必要な土や薪を取る権利の保証を約束している。

五位堂鑄物師 小原家の展開

小原家には享保 15(1730)年3月に発給された真継家許状があるが、津田家とほぼ同文で、河内国丹南郡庭井村国清未流とみえる。元文2(1737)年11月の「口宣案」では、「藤原昌次石見掾」を賜っている。また、江戸末期には、鐘銘から「藤原茂尊」を名乗っていることが知られる。さらに、元文3年7月には、吉野郡の大工職としての許状がある。また、小原家の鑄物師資料は、享保 15年から天保 15(1844)年間の「鑄物師職許状」6通と元文2年の「口宣案」1通、享保 21年の「蔵人所牒(写)」1通、文久元(1861)年の「東方廻章」1通、「勅許鑄物師旗」の、明治 11(1879)年の廃業に伴う関係資料で構成されている。

このような鑄物職として営業を保障する文書等が散逸せずに同家に伝えられたことは非常に意義があり、かつてこの地域で栄えた産業史を研究し、また地域の来歴を知る上で貴重な史料となっている。

なお、梵鐘等の作品は他2家とは比較にならないほど少ないが、意匠に凝ったものが多いのが特徴である。現在、正徳元(1711)年の1711年の上牧町浄安寺梵鐘(総高 129.5cm、口径 72.0cm)以前のものは遺されていない。



浄安寺梵鐘(上牧町)



当麻寺曼荼羅堂 梵鐘(葛城市)

五位堂鑄物師 杉田家の展開

杉田家文書は、享保 14(1729)年から明治2(1870)年まで、28件確認されており、小原・津田両家に比してその種類も多い。中でも特徴的なのは、小原・津田両家に関わるものや「五位堂村鑄物師中」といった3家に共通する史料が残されている点である。しかし、残念ながら火災によりすべて焼失している。だが、残されたフィルムや「香芝町史」、「真継家文書」などから復元が可能であったことは幸いであった。

杉田家は享保 14年 12月発給の鑄物師職許状によると、河内国丹南郡庭井村国清子孫とあり、「蔵人所牒」や「口宣案」などが焼失したため、真継家に請い鑄物師職を拝領している。鐘銘などから代々「周防少(大)掾 藤原末次」を継承していたことがわかるが、呼名許状や口宣案などが残されていないため拝領時期は不明である。ただし、真継家文書元和年中(1615~23)の記録に「次郎左衛門 六兵衛 周防少掾」とあり、元和9(1623)年9月死亡となっている初代杉田六左衛門がすでに拝領していたと考え

られる。

当家に直接関わる文書には、享保 16年には「葛下宇陀両郡大工職」許状、安政2(1855)年の「御所鉄燈籠造進の感状」、「蔵人所牒」、「鑄物師職座法之掟」、「鑄物師職(継目)許状」などが残されていた。

なお、杉田家梵鐘の最古は、慶安5(1652)年4月、藤原末次周防少掾銘のある当麻寺曼荼羅堂の鐘楼にあるもので、総高 160.3cm、口径 93.0cm あり、現存する五位堂鑄物師梵鐘の中でも最大である。また、同年9月には当麻寺大師堂の梵鐘を製作している。

杉田家は、昭和 56 年 1 月、母屋の火災により鑄造所も類焼を被り、昭和 59 年に廃業された。鑄造所の用具・製品は、枚方市教育委員会が保管したものと日本産業技術学会に寄贈されたものがある。枚方市保管分は、その後、杉田家に返却され、平成 18 年 4 月、香芝市に一括寄贈を受けた(「杉田家鑄造用具・製品」市指定)。この資料は、古来の伝統的工法である真土型法(惣型法)で鑄造されており、かつてこの地域で栄えた鑄物産業史を研究する上で貴重な資料である。



ノ口取り用具



杓



犁のヘラ



挽板(金属製)



挽板(木製)



取鍋



焚口



五位堂鍋各種



杉田家・鑄鉄燈籠



杉田家・鑄鉄燈籠

五位堂鑄物師 津田家の展開

津田家は享保 15(1730)年2月、刑部少輔から発給された許状によると、河内国丹南郡庭井村国清未流、周防少掾藤原求次の子孫と称し、「蔵人所牒」や「口宣案」など、過去に拝領した旧書を焼失したため、寛文4(1664)年11月、「藤原定次 大和目」の「口宣案」を基に、真継家に請い鑄物師職を拝領している。

津田家は、慶長 19(1614)年、「国家安康」で有名な京都方広寺大仏殿の梵鐘鑄造において、各地の鑄物師 11 人とともに脇棟梁として参加している。その功績として「藤原求次周防少掾」を賜っている。また、享保 15 年8月には「大工津田大和藤原家次」の呼名許状を拝領している。さらに、元文3(1738)年7月高市郡の鑄物大工職としての許状がある。

安政2(1855)年11月には、御所清涼殿へ鉄燈籠を造進しているが、それに対して大和守齋部宿祢の感状と紀伊守種永書状写がある。また、『鑄物師由来書』には、寛政2(1790)年以降の献納燈籠などの記録がある。

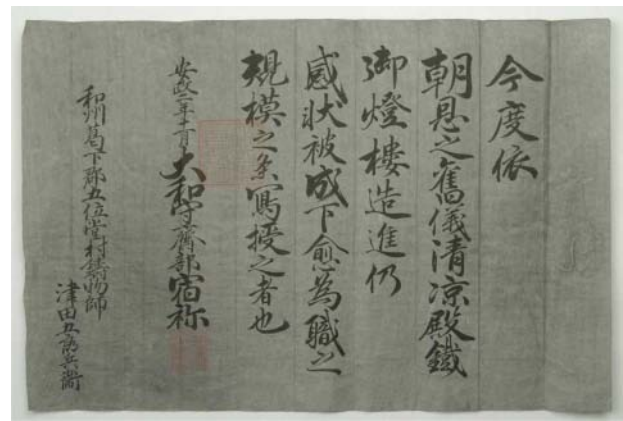


高鴨神社梵鐘(御所市)

延宝7(1679)年 総高143.5cm 口径83.5cm



呼名許状 藤原家次 享保 15 年 8 月(津田家文書)



清涼殿鉄燈籠造進の感状 安政2年11月 (津田家文書)

五位堂鑄物師の遺品

鑄鉄燈籠、鑄鉄鳥居

五位堂の十二社神社には、鑄鉄鳥居・鑄鉄鳥居(市指定)が保管されている。

鑄鉄鳥居は、境内入口に所在する。高さ 265.0cm、幅 352.0cm(笠木最大)である。14 点の部品に分鑄し柱部に木芯を入れて組み上げるため、中空である。正面右側の柱部には、天保 10(1839)年銘があるが、現在の鳥居は 14 点の部品のうち 5 点(正面左側柱部 2 点笠木 2 点、額 1 点)が昭和初期頃から旧鳥居から型取りし、鑄直されていることが確認されている。



十二社神社 鑄鉄鳥居

銘文 右柱部 奉納天保十年巳亥三月吉日

左柱部 御鑄物師/施主 杉田越前 大掾 藤原美信



また、同社境内には鑄鉄燈籠4基が残されている。現在、本殿南側に保存されているが、もと2基が本殿前に、もう2基が拝殿前に設置されていた。4基とも銘文があり、そのうちの2基には、文政2(1819)年、天保10年とみえ、鑄造年がわかる。

銘文 A 御神燈/御鑄物師

B 津田五郎兵衛/大和大目

C 献燈/天保拾年/己/亥/ 月吉日/願主/御鑄物師/小原栄太郎/藤原茂尊

D 願主/御鑄物師/津田宇左右衛門美信/建之文政二年/奉献 杉田宇左右衛門/職人/寺川常次郎



鑄鉄鳥居復元試案A



鑄鉄鳥居復元試案B



鑄鉄鳥居復元試案C



鑄鉄鳥居復元試案D

引用文献

伊藤純・桜井忠彦・伊藤幸司 1995 「大和五位堂鑄物師の研究(1) 十二社神社境内の鉄燈籠の記録と鑄造技法」 『ふたかみ3 1993(平成5)年度香芝市二上山博物館年報・紀要』 香芝市二上山博物館

伊藤純・桜井忠彦・伊藤幸司 1996 「大和五位堂鑄物師の研究(2) 杉田家鉄燈籠と関連史料の紹介」 『ふたかみ4 1994(平成6)年度香芝市二上山博物館年報・紀要』 香芝市二上山博物館

香芝市二上山博物館編 2005 『大和下田・五位堂鑄物師遺品文化財調査』(かしばの文化財15) 香芝市教育委員会

吉田晶子 2000 「五位堂の鑄物 奈良県香芝市杉田鑄造所資料の紹介」 『財団法人枚方市文化財研究調査会紀要』(第5集) 財団法人枚方市文化財研究調査会

企画展記念講演会

「鹿島神社結鎮座文書と渡御行事」

講師 浦西勉氏・奈良県教育委員会文化財保存課課長補佐

日時 11/11(日)午後2時～(1時開場)

会場 ふたかみ文化センター・小ホール

定員 50人(当日先着順)

*当日発行の二上山博物館特別観覧券が必要です。

展示解説シート No. 4

平成19年10月6日発行

香芝市二上山博物館

〒639-0243 奈良県香芝市藤山一丁目17番17号

TEL.0745-77-1700 FAX.0745-77-1601

E-mail nijyouzan@city.kashiba.lg.jp